

一定の消費喚起効果があったと報告された「きらめき大洲商品券」



で、26年度は70件程度しか利用がなかったものが、27年度は249件へと一気に増加し、28年度は484件まで伸びており、一定の効果はあったと考えている。

総務企画委員会

委員長 中野 寛之

◆大洲市債権管理条例の制定について

説明 現在、全国の自治体においては、税金や水道料金、また様々な使用料など、滞納となつている債権の処理が大きな課題となっていることから、本市で

は、他の自治体における全庁的な債権管理の適正化を図る取組みに倣い、市民負担の公平性と財政の健全性の確保のため、市の債権管理に関する事務処理等について定め、統一した考えに基づき債権管理が行えるよう、新たに本条例を制定しようとするもの。

問 この条例の適用範囲は、税金をはじめとして市立大洲病院の未収金なども該当するのか。

答 本市が債権者となる全ての債権を対象としており、市立大洲病院の未収金も対象である。ただし、税の場合は国の法律に基づいて対応しており、条例の位置付けとしては、あくまでも、既に定めのある法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則が優先されることとなり、それらに定めが無い場合に、この条例の定めにより事務を処理することとなる。

問 この条例の制定に合わせて庁内の組織体制を整備することとなるのか。

答 現状では、今の組織体制の中で各担当課が対応することとしている。な

お、今後の組織体制については引き続き検討を進めることとしている。

◆第2次大洲市総合計画基本構想について

問 基本構想に異議があるわけではないが、もう少し現実的で具体的な目標とするべきではないか。

答 総合計画は、総合かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想と、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す基本計画で構成されており、基本構想は大きく捉えた目標となつていく。具体的な個別の施策については基本計画において示すこととなるが、今後、パブリックコメント等のご意見を踏まえて加筆・修正を行い策定することとなる。

基本構想は向こう10年間で達成すべき目標であるが、基本計画は計画期間を5年間としており、5年後の社会情勢や経済情勢、その他、様々な要因を考慮し、より現実的な計画に見直しを行うこととしている。

意見 基本計画における数値目標の設定に当たっては、より精度を上げた現実的で実現可能な目標とすること、また、市民の意見を十分に反映させた計画とするよう努めていただきたい。

厚生文教委員会

委員長 二宮 淳

◆大洲市立長浜中学校施設整備事業契約の締結について

説明 当該事業を実施するため、公募型プロポーザルにより事業者募集を行い、その結果、株式会社大洲学校PFIサービスが優秀提案と決定されたことから、事業契約を結ぶもの。

問 この契約金額は適正な価格なのか。

答 契約金額については、例えば、平米単価に面積を乗じて積算するというような計算ではなく、PFIのアドバイザーであるコンサルタントの建築部門において、生徒数や必要な教室などを考慮した平面図案を作成し、それによってどの程度の工事費が必要なのかを積み上げている。その

建て替えとなる長浜中学校



金額を事業限度額としていることから適正な価格であると考えている。

問 現在、長浜中学校で実施している自校式給食の今後について。

答 長浜中学校の施設整備者らによる検討委員会を設置し、昨年度から3回にわたり協議をしていただいた。その中で、PTA役員の方や会員の方などに対して説明する必要があるとのご意見をいただき、これを受けて、昨年11月に給食施設廃止に係る説明会を開催